

# 官報

号外 昭和三十七年四月十日

## 第四十回衆議院會議録 第三十四号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

議事日程 第三十一号

昭和三十七年四月十日

午後二時開議

第一 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出)の越旨説明及び質疑

日程第一 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出)の越旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、ばい煙の排出の規制等に関する法律案の越旨の説明を求めます。厚生大臣瀧尾弘吉君。

〔國務大臣瀧尾弘吉君登壇〕

○國務大臣(瀧尾弘吉君) ばい煙の排出の規制等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、製造業その他の産業の急速な発展とその都市集中に伴い、主要工業都市におきましては、工場、事業場から排出されるばい煙等による大気汚染が著しくなっており、公衆衛生上放置することを許さない事態に立ち至つて

いるのであります。この問題は、急速に発展しつつあるわが国の産業活動と国民生活環境との間における避くべからざる摩擦現象であります。健康にして快適な生活環境を保全し、かつ、産業の発展を健全ならしめるよう両者の調整をはかることが必要であることは言を待たないのであります。政府といたしましては、この問題につきましても、数年来、種々調査研究を進めてきたのであります。このたび、国としてばい煙等の排出について何らかの規制を加えることが必要であると考え、ここに法律案を提出することとした次第であります。

本法案の主要な内容は次の通りであります。

第一に、ばい煙の排出を規制する地域といたしましては、工場、事業場が集合することにより、ばい煙による大気汚染が著しい地域を指定地域として政令で指令することとしたのであります。

第二に、ばい煙の排出を規制する施設といたしましては、工場、事業場に設置される施設のうちから、ばい煙を多量に発生する施設をばい煙発生施設として政令で指定することとしたのであります。

第三に、ばい煙の排出を規制する基準といたしましては、厚生大臣及び通商産業大臣が、指定地域ごとに施設種類別の排出基準を定めて、その順守を義務づけるとともに、都道府県知事にこの基準による現実の取り締まりをゆだねることとしたのであります。

第四に、規制の具体的な方法であります。指定地域内において新設し、または改造するばい煙発生施設について、事前届出制度を採用して一定期間を限つてその計画の変更または廃止を命じ得ることとし、さらに、現に指定地域内のばい煙発生施設から排出基準に適合しないばい煙を排出している場合においても、所要の改善を命じ得ることとしたのであります。

第五に、以上のような通常の状態における規制のほか、ばい煙や特定有害物質についての事故時の措置及びスモッグの発生による緊急時の措置につきましましては、大気汚染の防止の見地か

昭和三十七年四月十日 衆議院會議録第三十四号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案についての瀧尾厚生大臣の越旨説明

らする所要の規定を設けることとしたしております。

第六に、大気汚染による被害に関する紛争についてはありますが、この種の紛争は解決に迅速を要し、また判

定に専門的知識を要するなど、本来裁判制度になじみがない性格を有しており、現状において必ずしも合理的な方法で解決を見ているとはいえないもの

があります。このような実情にかんがみまして、本法におきましては、大

気汚染の防止のための規制とあわせて、都道府県知事による和解の仲介の

制度を設け、紛争の処理を合理的な軌道に乗せようとはかったのであります。

第七に、大気汚染の防止について実効をあげるためには、前述のような規制を行ないます反面、ばい煙処理施設の整備の促進について、所要の助成措置を講ずることが必要でございます。

このため、ばい煙処理施設に対する固定資産税の免除及び中小企業設備近代化資金貸付制度の活用をはかることといたした次第であります。なお、この

ほか、この法律の円滑な実施に資する

ため、ばい煙処理技術、大気汚染の人の健康に及ぼす影響等につきまして、国が積極的に研究を推進し、その成果を普及することに努める所存であります。

以上をもつてこの法律案の趣旨の説明を終わります。

ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告がおりますから、これを許します。中嶋英夫君。

[中嶋英夫君登壇]

○中嶋英夫君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありましたばい煙の排出の規制等に関する法律案について、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

産業革命後、イギリスのある工業都市においてばい煙の被害が急激に増大し、住民の健康を著しく害し、これが社会問題となった際のことです。ところが、時の為政者が、ばい煙は工業都市

市民のスープであると断言した事実があります。今にして思えば暴言もはな

はだしいと言えるのでありますが、しかし、この言葉は通念化し、固定化して、都市市民の生活の上をどす黒くお

おいつけて参つたのであります。すなわち、もうもうと立ち上がる煙が産業

の盛んな象徴であり、喜ぶべきことであつて、その煙をなくしようなどという運動は、産業の発達を阻害する危険

なものであるという考え方が多かつたのであります。しかし、科学の発達は今や収塵機、除塵装置など、ばい煙防

除の諸施設の性能が高度化し、特に新しい電気収塵機はすすやほこりはもちろん、結核菌、大腸菌のようなバクテリアさえ除去できる段階まで進んで参りました。従つて、大気汚染防止の運動は世論の支持の中で漸次拡大し、地方公共団体においても公害防止条例を設け、地域住民のために努力を払うようになり、ある県、市においては公害防止の設備に対し補助金すら与えておる実情であります。ところが、ひとり政府のみはこの問題について長年熱意が乏しく、昭和三十年、三十一年に

厚生省が大気汚染防止法案を作成した際に通産省の反対で日の目を見ることなく葬り去られたという状態でありました。

今回ようやく大気汚染防止法が国会に提出されると聞き、過去は過去として、大いに期待をしておつたのであります。ところが提出寸前において、法案の名称がばい煙の排出の規制等に関する法律と狭義に変更されたことは、政府の大気汚染防止に対する認識

の浅さを意味するものと考えるを得ないのであります。(拍手)この点、法案の内容について同様のことが言えるのであります。そこで、この法案の名称が突如変更となつた経過、真因について、厚生大臣に答弁を求めます。

第二に、特定有害物質、すなわち、ガスの規制について不十分なことほまことに残念なのであります。いかなる理由から有害ガスの規制を将来に持ち越したかを、通産、厚生両大臣にお伺いいたします。最近、東京湾内、その他各地において、猛烈な臭気のために多くの住民が悩まされておる実情

は、よく御存じのことと思ひますが、自動車の排気ガスの問題とともに、その施策は急を要するものがあります。

第三に、自動車の排気ガスの問題であります。先年、神奈川県下の小規模な製鉄工場の公害状況を調査した際のことでありましたが、工場内及びその周辺において有害ガスの検知の結果、工場内よりもむしろ近くの京浜第一国道の方がはるかに多量の有害ガスが存在し、しかも限度を大きく突破し、人体に危険であるという報告がなされたのであります。御存じのように、自動車の排気ガスは多量のタール性物質を含み、これは肺臓ガンの病因となることとが医学界において発表されておるのであります。発生源が移動するものであるといつても、自動車の設計、製造の規格を完全燃焼に近づけるようにすることなど、防除は不可能ではないのであります。この点についての対策をどのように考えておられるかを、通産大臣にお伺いいたします。

次に、第二十八条の適用除外についてであります。除外される電気事業、ガス事業は別の法律によるとされておる

ようであります。最近建設される新鋭火力発電所は、いずれも近代的な取塵装置を採用し、それがばい煙防除の可能であるという点を広く知らしめたという功績があります。しかし、旧式の発電機ボイラーが発生するばい煙はいまだに放置されておるばかりではなく、電気取塵機が設置されておるにもかかわらず、そのダストの処理を怠り、夜間のみ取塵機の運転をとめ、大量のばい煙を放出するなどの傾向すらあるのであります。一方、ガス事業におけるコークス炉のばい煙の量ははなはだしいものがあり、この際同事業についても適用を除外せず、他の事業所と同様の規制を行なうべきと考えるのであります。この点、通産大臣の考えをお伺いいたします。

第五に、本法施行にあたって、都道府県知事は、関係地方公共団体の長に対して資料送付などの協力を求めることができるものと第二十九条に定められておるのであります。長年公害防止に努力して参りました関係市には政令に指定された市が多く、これらの区域内には府県の保健所は存在しないのであ

りまして、ただ単に資料送付の協力などではなく、立ち入り検査権や報告の徴収権などを含めた、知事に協力する実施機関と認めるべきと考えますが、この点、厚生大臣、通産大臣にお伺いをいたします。これらの指定市の中には、すでに独自の公害防止条例を設定し、専門職員を配置しておるところもあるのであります。せっかく努力しておる地方公共団体の意欲を減退させてはならないと思ふのであります。

質問の第六は、国の援助についてであります。道路、公園はよごしてはならない。しかし、よごれた道路や公園は清掃しなくともよいかというと、そうではないのであります。大気は汚染をしてはならない。しかし、汚染されないうで済む具体的施策、すなわち、国の援助が十分でない場合、それは口頭禪の立法としか言えないのであります。私は、今回の立法が不十分なものであったといたしましたが、もし指定地域と排出基準の設定が適正であり、

国の援助が資金的にも技術的にも十分なものであるならば、その成果は見るべきものがあると思ふのであります。汚染

された大気に直接触れて、大なり小なり実害を受けておる国民は、数千万に上るのであります。数千万の国民のはだに、呼吸器に、直接関係を持つ施策でありますだけに、政府はばい煙防除の施設、機器の設置については、相当思い切った援助をしなければならぬと考へます。ばい煙地帯の子供たちと、そうでないきれいな青空の下で育つ子供たちの、小中学校の定期身体検査をもとにした罹病率を比較した統計によりますと、眼科疾患において約三倍、呼吸器疾患において約二倍に近い差があるのであります。またばい煙、塵埃が、家庭の主婦の労働に及ぼす影響調査によれば、洗たく、掃除等、多発地域の主婦は他の地区の主婦に比較して、一週間に六時間の労働を多く費やしておるのであります。また公害は、工場と住民、産業の発展と生活環境の保全という、相対立する要件の上に解決をはかるといふ通念がありますが、

これは間違いないであります。今や近代工業の高度化により、機械産業、精密工業、化学工業に見られるように、大気汚染そのものが産業の発達を阻害する

現象も多く、電話交換機、電子機器に対する障害すら問題となつておるのであります。

従つて、政府は、事業場に構造変更や改善命令を出す場合は、並行して積極的に融資のあつせん、技術の指導が十分になされるだけの体制を確立しなければなりません。固定資産税の免除等の措置は考へておられるようでありますが、中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間を、一般より二年だけ延長し七年とする程度では、仏作つて魂入れずといふべきでありませう。また大規模な防除装置の場合に對する開銀への融資あつせんについても、その融資の総ワケ、利子、償還期間について今後問題が残されておるのであります。この点、大気汚染防止の問題を軽視しない立場から、大蔵大臣、通産大臣の所見と決意を

はつきりとお聞きいたしたいと思ひます。

最後に、池田総理大臣にお伺いいたします。昭和三十三年、江戸川の本州製紙の汚濁水問題が発生した後、政府は水質保全、工場排水の二法案を国会に

提出し、その審議の際に、行政の実効を期するための財政措置並びに金融措置の強化及びばい煙等公害除去について、早期に対策を講ずることを表明されたのであります。今日水質保全、工場排水規制についての施策は何ら進展しておらないのであります。ばい煙については三年有余を経て、ようやく提案されるようでは、なお公害として残つております。ガス、振動、騒音などについての立法措置は、はたしていつの日にも実現するものやら、はなはだたよりがないといわなければなりません。(拍手)この際、総理より、当面する大気汚染防止の問題を積極的に解決せられる決意が、おありかどうかをお伺いいたしたいのであります。また、その他の公害についても、早期に立法と援助を推進されるかどうかについても、お考えをお聞きしたいのであります。別の機会に答弁をお願いいたします。

緑化運動や花一ぱい運動をしても、すぐに枯れてしまい、べそをかいてい

るばい煙の町の子供たちに、青空とおしい空気を、国会が、政府が、贈つ

昭和三十七年四月十日 衆議院會議録第三十四号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案の趣旨説明に対する中嶋英夫君の質疑

てやれる日の一日も早いことを念じつつ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろお尋ねがございましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

第一は、特定有害物質に対する規制が不十分ではないかというお尋ねでございます。いわゆる特定有害物質と考えられますものは、有害ガスを初め、いろいろ種類が多いのでございます。これを一つの基準によりまして取り締まるということは、現状におきましてはまだなかなか困難でございます。しかし、公害をいたしても、当然これについて対策を立てなければならぬのでございますので、いずれさらに検討を加えて、そして結論を得たい、かように考えております。

第二は、自動車排ガスを本法の規制の対象外とした理由、これをお尋ねでございます。技術的にも可能ではないか、こういう御意見が出ておりましたが、御承知のように、ただいまのところ、また技術的に十分ではございません。また動いております自動車、

また定着しておりますばい煙、煙突、工場等とは、これはおのずから趣を異にいたしております。今日の状況では適当な規制方法がございませんが、技術的な結論が出た上で、さらにこれに対しても対策を立てるべきだ、かように思っています。

次は、電力、ガス関係について、これを適用除外したことはどうも理解ができない、こういう御意見でございますが、電力、ガス関係につきましてはこの基準は、排出基準につきましては本法にももちろんよりますが、それぞれ単独法を持っておきますので、この単独法による指導、規制ということの方がより効果がある、かように実は考えたので、今回の法案からは除外しておるわけでございます。

その次は、権限の委譲についての問題でございます。御承知のように、このばい煙防止で対策を立てようとしたしておりますものは、いわゆる一市町村に限るといふような狭いものではない、こういう意味から、府県知事に権限を委譲するといふ考え方でございます。しかしながら、必要があれば県知事は自治法によりまして知事の権限の

一部を市町村へ委譲が可能でございます。そういうことで目的は達するかと思っています。

次は、指定地域の指定及び排出基準の設定にあたっては、厳格にこれを行なう必要があるということでございますが、その通りでございます。十分これに對しましてその適正な処置を講ずるよう運用の面で考えて参りたいと思っております。

その次は、中小企業その他に對しての助成の問題でございます。これは今回無利子の融資あるいは免税の処置をとる、こういうことをいたして、産業の問題ではございますが、同時に大局的見地に立つて公害の防除に最善を尽くすといふ考えでございます。(拍手)

〔国務大臣藤尾弘吉君登壇〕

○国務大臣(藤尾弘吉君) お答えをいたします。

大気汚染等のいわゆる公害問題につきましては、政府としましては、現在専門家、関係者等の意見も徴しまして、その問題点、対策等についていろいろ検討いたしておるところでございます。さしあたり、ばい煙の排出の規

制等に関する成案を得ましたので、今回この法律案を提出いたしました。御審議をお願いすることにした次第であります。

この名称につきましては、御意見もございましたが、この法律では、工場及び事業場からその事業活動に伴って排出されるばい煙及び特定有害物質を規制することによりまして、大気の汚染による公衆衛生の危害を防止するということにいたしておりますので、この法律案の内容に即しまして、その題名をばい煙の排出の規制等に関する法律案といたしたような次第でございます。一般に大気汚染防止につきましては、今後とも熱心に検討を重ねて参りたいと存じております。

次に、特定有害物質、特にガス等の規制についての御質問でございますが、これにつきましてはただいま通産大臣がお答え申し上げました通りでございます。

また、市町村長に對する事務委任の問題、この問題につきましても市町村長の熱心な御協力にぜひとも期待したいところでございます。今回これを原

則として都道府県知事に委任することにした理由につきましては、ただいま通産大臣がお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) この法案と関係して資金の問題についての御質問がございましたが、昭和三十七年度の一般会計におきましては、中小企業振興資金等助成法に基づく設備近代化、工場等の集団化、共同施設の設置等のために、国庫補助額を昨年の三十億から本年度は約六割増の四十七億に大幅に増額しました。そのために、国庫補助額と府県の負担金と回収金を含めると、中小企業の近代化の資金原資は、昨年の七十七億に對して本年度は百二十億と大幅に増加となっておりますので、この資金は相当十分に準備されていると思っております。そのほかに、三十七年度の中小企業関係の財政投融資の投入額は、昨年度の八百四十億に對して千四百四十五億と多額に上っておりますので、一般会計と財政投融資を含めての中小企業近代化

の資金は、昨年の七十七億に對して本年度は百二十億と大幅に増加となっておりますので、この資金は相当十分に準備されていると思っております。そのほかに、三十七年度の中小企業関係の財政投融資の投入額は、昨年度の八百四十億に對して千四百四十五億と多額に上っておりますので、一般会計と財政投融資を含めての中小企業近代化

の資金は、私は十分に準備されているのではないかと考えます。

その近代化資金の償還期限を延ばしてくれというお話でございましたが、御承知のようにこれは無利子でございますので、他の中小企業の金融機関とのつり合いから見ても、この資金だけを特に十年というふうに延長することは、私は、私は適当ではないだろうと考えております。

開発銀行の別ワクについての御要望もございましたが、またこの法案によつて生ずる所要資金がただいまのところ幾らであるかということがわかっておりませんので、いずれにしましても、実情を見てから中小企業金融の環境としてその措置を考えたいと考えております。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもちまして質疑は終了しました。

日程第一 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程に入りませう。

日程第一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「その他」を「第一号から第八号までに掲げるものほか、」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

第四条中「原子力利用に関する重要事項」を「第二条各号に掲げる事項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

原子力委員会の所掌事務に、放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長前田正男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔前田正男君登壇〕

○前田正男君 ただいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、従来から原子力委員会が所掌して参りました放射能水準の調査分析及び障害防止の研究にとどまらず、

放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に關することを所掌することを加え、関係行政機関が講じ

ることを加え、関係行政機関が講じます。本案は、去る三月二十三日日本委員会に付託され、同日三木國務大臣より提案理由の説明を聴取し、以来慎重に審査が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

四月六日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案として、原子力委員会の積極的な放射能対策の樹立、政府における放射能による影響の調査、及びその対策に關する態勢の整備、核実験による損害補償についての公正な国際慣行の確立等を骨子とする附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決した次第であります。

以上をもって御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第三 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、石炭

鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第三、鉱山保安法の一部を改正する法律案、右二案を一括して議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年四月十日 衆議院会議録第三十四号 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案 一 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十七年二月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「その他石炭鉱業の整備に関する事項」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第三条第三項中「採掘権の基準は、買取する採掘権の鉱区」を「採掘権又は同項第四号の採掘権若しくは租鉱権の基準は、買取する採掘権の鉱区又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区」に改める。

第七条中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の三第一項各号」に、「その」を「それぞれ」の二に改める。

第二十五条第一項中第三号及び第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付

五 採掘権若しくは鉱業施設の買取又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

第二十五条第一項第一号中「第七号まで」に掲げる業務及び「第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる業務並びに」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十一 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け

十二 石炭の運賃の延納に係る債務の保証

第二十五条第二項中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改める。

第二十六条第二項中第三号、第四号及び第七号を削り、第八号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の額の算定の基準

五 石炭鉱山整理促進交付金の交付の時期及び方法

六 採掘権若しくは鉱業施設の買取又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

七 納付金の徴収の時期及び方法  
第二十六条第二項に次の三号を加える。

十 前条第一項第十号に規定する債務の保証の方法

十一 前条第一項第十一号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

十二 前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

第二十六条の二第二号中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第十号」に、「保証業務」を「整備資金保証業務」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二十五条第一項第十一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る保証

四 第二十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「運賃保証業務」といふ。）に係る保証

第二十六条の二に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受け、運賃保証業務の執行に必要な事務費にあつては、次条第一項第一号に掲げる保証基金を運用し

た場合に生ずる利子の一部に相当する金額を前項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定に繰り入れることができる。  
第二十六条の三第一項を次のように改める。

事業団は、次に掲げる保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてそれぞれ当該各号に掲げる基金にあつてはものとする。

一 整備資金保証業務に関する保証基金  
二 運賃保証業務に関する保証基金

第二十六条の三第二項中「前項の保証基金は、保証業務に關し」を「前項各号の保証基金は、それぞれ、前条第一項第二号又は第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において」に改める。

第二十七条第二項中「及び第二十五条第一項第七号」を、「第二十五条第一項第十号に規定する債務の保証の計画、同項第十一号に規定する資

金の貸付計画及び同項第十二号」に改める。

第三十一条に次の二号を加える。

四 その採掘権の買取に伴い事業団が連帯して履行の義務を負うこととなるべき採掘権者の債務が処理されており、又は円滑に処理されることが確実であること。

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

第三十三条を削り、第三十四条中「(退職金を除く。)」を削り、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、同条の次に次の七条を加える。

(石炭鉱山整理促進交付金の交付) 第三十五条 事業団は、採掘権者又は租鉱権者とその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合であつて当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理促進交付金

(以下この条から第三十五条の五まで及び第三十五条の七において「交付金」という。)を交付することができる。

一 交付金の交付の申請の日前六ヶ月以内にその採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において事業が休止されたことがないこと。

二 その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

三 租鉱権の放棄の場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(公示) 第三十五条の二 事業団は、前条の規定により交付金の交付を受けることとなつた者(以下「廃止事業者」という。)に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたと

きは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(貸金債務及び鉱害の賠償債務の弁済)

第三十五条の三 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の規定により交付することとなつた交付金の額(以下「交付金額」という。)に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業

者に代わつて次に掲げる債務の弁済を行なう。

一 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に関する鉱害の賠償債務

2 前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その

弁済を行なつた額について第三十五条の規定による交付金の交付をしたものとみなす。

(交付金の支払の制限)

第三十五条の四 事業団は、当該廃止事業者に係る交付金額に前条第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する交付金については、同項の規定により当該廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部の弁済を行なつた場合において残余が生じ、又は生ずることが確実であると認められるときに限り、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に支払うものとする。

(交付金を受ける権利の保護)

第三十五条の五 廃止事業者が交付金額に第三十五条の三第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する金額の交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の支払を受け

る権利については、この限りでない。  
い。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)  
第三十五条の六 通商産業局長は、

廃止事業者が放棄した採掘権又は  
租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に  
ついて鉱業権の設定若しくは鉱区  
の増加の出願又は租鉱権の設定若  
しくは租鉱区の増加の認可の申請  
があつたときは、当該区域につい  
ては、その出願を許可し、又はそ  
の申請の認可をしてはならない。

2 廃止事業者が放棄した採掘権の  
鉱区の区域に重複する鉱区がある  
ときは、その重複する鉱区の採掘  
権者は、その重複する区域につい  
ては、当該採掘権の放棄前に採掘  
することができるとされてい  
た鉱床以外の鉱床において石炭を  
採掘してはならない。

3 採掘権者は、廃止事業者が放棄  
した租鉱権の租鉱区の区域(特定  
の鉱床を目的とする租鉱権の場合  
には、その鉱床)においては、石  
炭を採掘してはならない。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第三十五条の七 事業団は、その買

取した採掘権の鉱区若しくはそ  
の買取した鉱業施設に係る租鉱権  
の租鉱区又はその交付することと  
した交付金に係る採掘権若しくは  
租鉱権の鉱区若しくは租鉱区にお  
ける石炭の採掘及びこれに附属す  
る選炭その他の業務にその充渡し  
の申込みの日又はその交付金の交  
付の申請の日前三月以上引き続き

従事していた鉱山労働者であつ  
て、その充渡しの申込みの日又は  
その交付金の交付の申請の日以後  
当該買取の日又は当該交付金の交  
付の決定の日後二月を経過した日  
までに解雇されたものに対し、労  
働基準法(昭和二十二年法律第四

十九号)第十二条の平均賃金の三  
十分分に相当する金額を支払わな  
ければならない。

2 前項の規定による支払の義務  
は、二年を経過したときは、時効  
により消滅する。

第三十六条の三第一項中「又はを  
「若しくは」に、「」に対して行なう」を

「又は特定船舶整備公団に対して行  
なう」に改め、同条第三項中「設備」  
の下に「又は船舶」を加え、「又は石  
炭」を「若しくは石炭」に改め、「供さ  
れ」の下に「、又はこれらの者の事  
業に利用され」を加える。

第三十六条の八第五号中「設備」の  
下に「又は船舶」を加える。

第三十六条の十三の見出しを(「整  
備資金に係る保証契約の締結」)に改  
め、同条中「第二十五条第一項第七  
号」を「第二十五条第一項第十号」に  
改める。

第三十六条の十四中「第二十六条  
の三の規定による」を「第二十六条の  
三第一項第一号に掲げる」に改める。  
第三十六条の十七中「百分の五十」  
を「百分の八十」に改める。

第三十六条の二十の次に次の二条  
を加える。  
(整備資金の貸付け)

第三十六条の二十一 第二十五条第  
一項第十一号に規定する資金の貸  
付けは、採掘権者又は租鉱権者で  
あつて通商産業省令で定める基準  
に該当するものに対し、その事業

を整備するために必要な資金であ  
つて第三十六条の十三各号に掲げ  
るものについて行なうものとする  
る。

(運賃の延納に係る債務の保証)  
第三十六条の二十一 第二十五条第  
一項第十二号に規定する債務の保  
証は、採掘権者若しくは租鉱権者  
又は石炭の販売業者が日本国有鉄  
道から石炭の運賃(連絡運賃(直通  
運輸を含む))を行なう場合の運賃  
を含む。)の延納の取扱いを受ける  
ことにより日本国有鉄道に対して

負担する債務(元本に限る。)につ  
いて、事業団が日本国有鉄道と保  
証契約を締結することにより行な  
うものとする。  
2 第三十六条の十五から第三十六  
条の十八まで及び第三十六条の二  
十の規定は、第二十五条第一項第  
十二号に規定する債務の保証につ  
いて準用する。この場合におい  
て、第三十六条の十五第一項中  
「第三十六条の十三」とあるのは  
「第三十六条の二十二」と、  
「第三十六条の二十二第一項」と、  
「第三十六条の二十二第二項」と、  
「又は租鉱権者」とあるのは「若し

くは租鉱権者又は石炭の販売業  
者」と、第三十六条の十六中「銀  
行」とあるのは「日本国有鉄道」  
と、同条第一項中「第三十六条の  
十三」とあるのは「第三十六条の二  
十二第一項」と、同条第二項中「六  
月」とあるのは「二月」と、第三十六  
条の十七中「第三十六条の十三」と  
あるのは「第三十六条の二十二第二  
項」と、「当該銀行」とあるのは  
「日本国有鉄道」と、「残額に、百  
分の八十を乗じて得た額」とある  
のは「残額」と、第三十六条の十八  
中「銀行は、第三十六条の十三」と  
あるのは「日本国有鉄道は、第三  
十六条の二十二第一項」と、「貸付  
けについて、貸付金の回収」とあ  
るのは「債権について、その取立  
て」と、第三十六条の二十中「銀  
行」とあるのは「日本国有鉄道」  
と、「第三十六条の十三」とあるの  
は「第三十六条の二十二第一項」と  
読み替えるものとする。  
第四十一条第一項中「第二十五条  
第一項第五号」を「第二十五条第一  
項第六号」に改める。



第五十三條の二第三号中「第三十

六條の十三の下に」、第三十六條の

二十一」を加える。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 次の各号の一に該当す

る者は、一年以下の懲役又は十萬

円以下の罰金に処する。

一 第三十五條の六第二項又は第

三項の規定に違反して、石炭を

掘採した者

二 第五十四條の規定による通商

産業大臣の許可を受けないで坑

口の開設の工事をし、又は坑口

を使用した者

附則第二條中「昭和四十三年三月

三十一日」を「昭和四十六年三月三十

一日」に改め、ただし書を削り、同

條の次に次の一條を加える。

第二條の二 事業団の業務のうち次

の各号に掲げるものは、それぞれ

当該各号に定める日までに廢止す

るものとする。

一 石炭の運賃の延納に係る債務

の保証 昭和三十三年三月三十

二 採掘権又は鉱業施設の買収、

採掘権者又は租鉱権者に対する

石炭鉱山整理促進交付金の交

付、石炭鉱業の整備に必要な資

金の借入れに係る債務の保証及

び石炭鉱業の整備に必要な資金

の貸付け 昭和四十年三月三十

一日

三 雇用促進事業団に対する交付

金の交付及び近代化資金の貸付

け 昭和四十三年三月三十一日

附則

1 この法律は、公布の日から起算

して二月をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団(以下「事

業団」といふ。)が最初に作成する

改正後の第二十五條第一項第十一

号に規定する資金の貸付計画及び

同項第十二号に規定する債務の保

証の計画については、改正後の第

二十七條第二項中「事業年度の毎

四半期開始前」とあるのは、「石

炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

第 号)の施行後遅滞なく」とす

る。

3 この法律の施行の際現に事業団

に対し採掘権の充渡しの申込みを

している採掘権者がこの法律の施

行後二月以内にその採掘権に係る

改正後の第三十五條の交付金の交

付の申請をしたときは、当該採掘

権については、改正後の第三十五

條第一号中「交付金の交付の申請

の日」とあるのは「採掘権の充渡し

の申込みの日」と読み替えて、同

号の規定を適用する。

4 前項に規定する場合において、

当該採掘権者が同項の交付金の交

付を受けることとなつたときは、

当該採掘権の鉱区における石炭の

採掘及びこれに附属する運炭その

他の業務に従事していた鉱山労働

者については、改正後の第三十五

條の七第一項中「その充渡しの申

込みの日又はその交付金の交付の

申請の日」とあるのは「その充渡し

の申込みの日」と読み替えて、同

5 事業団がこの法律の施行前に第

三十六條の十三の規定により締結

した保証契約に基づいて当該債務

者に代わつて弁済すべき金額につ

いては、改正後の第三十六條の十

七の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

6 事業団は、採掘権者若しくは租

鉱権者又は石炭の販売業者が日本

国有鉄道から昭和三十七年一月一

日からこの法律の施行の前日

までに石炭の運賃(連絡運輸(直通

運輸を含む。)を行なう場合の運賃

を含む。以下同じ。)の延納の取扱

いを受けることにより日本国有鉄

道に対して負担する債務(元本に

限る。)についても、改正後の第三

十六條の二十二第一項の規定によ

る保証を行なうことができる。

7 事業団は、通商産業省令で定め

るところにより、採掘権者若しく

は租鉱権者又は石炭の販売業者が

日本国有鉄道から昭和三十七年一

月一日からこの法律の施行の日後

より日本国有鉄道に対して負担す

る債務(元本に限り、かつ、事業

団が保証したものを除く。)のうち

弁済が行なわれなかつたものがあ

るときは、その弁済が行なわれな

かつた金額に相当する金額を日本

国有鉄道に対して支払うものとな

る。

8 事業団は、前項の規定による支

払の業務及びこれに附帯する業務

に係る経理については、改正後の

第二十六條の二第一項の規定にか

かわらず、同項第四号に掲げる経

理に係る特別の勘定において整理

しなければならない。

理 由

石炭鉱業の合理化を促進するた

め、石炭鉱業合理化事業団に、石

炭鉱業を廢止する者に対する石炭

鉱山整理促進交付金の交付、石炭

鉱業に対する整備資金の貸付け及

び石炭の運賃の延納に係る債務の保

証を行なわせることと、石炭鉱業

に対する近代化資金の貸付け及び整

る。これが、この法律案を提出する理由である。

鉱山保安法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十七年三月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

鉱山保安法の一部を改正する法律

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 鉱業権者は、省令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく省令の規定による通商産業大臣又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならぬ。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山において坑道の掘き、鉱物の運搬その他の作業にその使用人以外の者を従事させるときは、当該作業にその使用人以外の者を従事させることに伴い保安のため講ずべき措置を定め、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、前項の規定による届出があつた場合において、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、その届出に係る措置の変更を命ずることができ  
第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、鉱業権者がこの法律又はこの法律に基づく省令に違反したときは、その鉱業権者に対し、一年以内の期間を

定めて、その鉱業の停止を命ずることができ  
2 前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督局長

又は鉱山保安監督部長は、通商産業局長に協議しなければならぬ。  
第二十五条第二項本文を次のように改める。  
前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十七条第一項中「第二十四条の下に」、「第二十四条の二第一項」を加える。  
第三十条中「第二十三条」の下に「第二十三条の二」を加える。

第四十六条第一項中「第十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十三条第一項」の下に、「第二十三条の二第一項」を加える。  
第四十七条中「会長一人及び」を削る。  
第四十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が選任する。  
第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ部会を置くことができる。  
2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。  
第五十一条中「第四十二条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第三項中「通商産業大臣の」とあるのは、「あらかじめその」と読み替えるものとする。  
第五十五条中「一年以下」を「三年以下」に、「十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同条第二号中「第二十四条」の下に、「第二十四条の二第一項」を加える。

第五十六条中「六箇月以下」を「一年以下」に、「三万円以下」を「十万円以下」に改め、同条第三号中「第八条第二項」の下に、「又は第二十三条の二第一項」を加え、同条第四号中「又は第十三条第二項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を「第十三条第二項(第十五条第三項において準用する場合を含む。又は第二十三条の二第二項)」に改める。  
第五十七条中「二万円以下」を「五万円以下」に改め、同条第一号中「第六条第一項」の下に、「第十九条第二項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。  
第五十五条第六号及び第八十三条第一項第五号中「又は第二十四条」を「第二十四条又は第二十四条の二」に改める。

理由

最近における鉱山の保安の状況にかんがみ、鉱山における鉱業権者の使用人以外の者の従事する作業に関する規制、罰則の整備等鉱山の保安を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長有田喜一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 たいだいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一件につき、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

エネルギー消費革命の進行に伴い、石炭鉱業はその経済性を高めるため、昭和三十八年度までに千二百円のコス

ト・ダウンを目標に、スクラップ・アンド・ビルド政策を中心とする石炭鉱業の合理化計画が着々として進行しているものであります。しかるに、最近主要資材の値上がり、労務者の賃金アップ、公共料金の上昇等々、合理化計画遂行に対し種々の障害を生じて参つておるのであります。しかも、競合燃料である石油の輸入自由化を十月に控え、スクラップ・アンド・ビルド政策による石炭鉱業の体質改善は、この際一そう強化推進する必要があるのではあります。

本案は、かかる状況に対処して、昭和三十七年度より三カ年計画で新たに六百二十万トンの追加整備を行なうこととし、これが円滑な遂行を期するたため、石炭鉱業合理化事業団の行なう業務を拡大するとともに、高効率炭鉱の造成については、近代化資金、開銀資金等を増額し、石炭鉱業の合理化を一そう強力に推進すること等を目的として提出されたもので、そのおもなる内容は、

第一に、従来の炭鉱買取方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金制度を新

設し、合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。この新方式は、採掘権者等が鉱業を廃止して、権利を放棄して買い上げの申請を行なったものに対し交付金を交付する制度であり、従来、とかく鉱害の処理及び労務者賃金の支払い等の取り扱いで買い上げ事務の渋滞を来たしていたことが、この新方式によって解消されることとなるのであります。

第二は、石炭企業に対し事業団が炭鉱整備のための長期運転資金の直接貸付を行なう制度を新設したこととあります。

第三は、石炭運賃延納債務の保証に關する規定であります。昨年六月、国鉄運賃の値上がり分の半額について三カ年の延納が閣議決定により認められました。これに伴う延納担保については未解決な点があつたので、中小炭鉱の延納の担保として事業団が債務保証することとなっております。

第四は、石炭鉱業に対する近代化資金の貸付対象に石炭専用船を加えるとともに、現行の整備資金保証制度の保

証率を引き上げることなどが規定されております。

本案は、去る二月八日当委員会に付託され、同十三日佐藤通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來十数回にわたり慎重に質疑を重ね、特に、本案の重要性にかんがみ、参考人を招致してその意見を聴取するなど、審査の万全を期したのであります。昨四月九日に至り、質疑を終了し、討論に付しましたところ、日本社会党を代表して多賀谷真慈君、民主社会党を代表して伊藤卯四郎君より、それぞれ反対の意見が述べられ、引き続き採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行鉱山保安法は昭和二十四年制定され、鉱山の保安は本法の実施に伴って漸次改善されているのであります。が、最近、特に石炭鉱山における重大災害が頻発している実情にかんがみ、さらに強力な鉱山保安の措置が要請されております。かかる事態に対処して、政府は、鉱山保安法の抜本的改正

はもとより、鉱山保安法とらばらの関係にある鉱業法の全面的改正についても鉱業法改正審議会等において慎重な検討が続けられておりますが、本案は、中央保安協議会の中間答申に基づき、とりあえず当面せる諸点について改正を行ない、鉱山保安を推進する目的で提出されたもので、そのおもなる内容は、

第一に、鉱業権者は、当該鉱山に設けられている保安委員会に対し保安に關する重要事項を通知せねばならないこととあります。

第二は、鉱業権者が鉱山において、鉱業権者の使用人以外の者を従事せるときは、保安のため講ずべき措置を定め、これを届け出るなどの規定を設け、取り締まりを強化したこととあります。

第三は、鉱山保安協議会の改正で、会長を選任方法を改めるとともに、部会を置くことができることとしております。

なお、罰則を強化するとともに、鉱山保安法則に違反した鉱業権者に対しては、鉱業の停止を命ずることができ

ることとし、さらに、これに従わない  
鉱業権者については、鉱業権等を取り  
消すことができることなどが規定され  
ております。

本案は、去る三月九日当委員会に付  
託され、同十三日森通商産業政務次官  
より提案理由の説明を聴取し、自來慎  
重な審査を重ね、三月二十九日質疑を  
終了、昨年四月九日、採決いたしましたし  
たところ、全会一致をもって可決すべ  
きものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に  
入ります。

まず、日程第二、すなわち、石炭鉱  
業合理化臨時措置法の一部を改正する  
法律案について採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありま  
す。本案を委員長報告の通り決するに  
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よっ  
て、本案は委員長報告の通り可決いた  
しました。

次に、日程第三、すなわち、鉱山保  
安法の一部を改正する法律案について  
採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よって、本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これ  
をもって散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君  
厚生大臣 灘尾 弘吉君  
通商産業大臣 佐藤 榮作君  
國務大臣 三木 武夫君

出席府委員

厚生省環境 五十嵐義明君  
衛生局長

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上  
し、その旨参議院に通知した。

質屋営業法及び古物営業法の一部を  
改正する法律

(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る六日、池田内閣総理大臣から  
清瀬議長宛、次の政府委員は自然消  
滅になつた旨の通知を受領した。

首都圏整備委 榊山 俊夫  
員会事務局長

(四月六日付)

(常任委員辞任)

一、去る六日、議長において、次の常  
任委員の辞任を許可した。

法務委員 鈴木 義男君  
文教委員

高橋 英吉君 南 好雄君  
原田 憲君 片山 哲君  
浦野 幸男君 前田 義雄君  
米山 恒治君

(常任委員補欠選任)

一、去る六日、議長において、次の通  
り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 片山 哲君  
文教委員

米山 恒治君 前田 義雄君  
浦野 幸男君 鈴木 義男君

(特別委員辞任)

一、去る六日、議長において、次の特  
別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員  
池田正之輔君 稲葉 修君

菅野和太郎君 塚原 俊郎君  
松本 一郎君 内海 清君

亀岡 高夫君 佐々木秀世君  
徳安 實藏君 牧野 寛素君

山本 猛夫君 田中幾三郎君  
一、昨九日、議長において、次の特別  
委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員  
小泉 純也君 澁谷 直藏君

周東 英雄君 館林三喜男君  
濱田 正信君 南 好雄君

池田 清志君 小沢 辰男君  
亀岡 高夫君 瀬戸山三男君

徳安 實藏君 藤田 義光君  
(特別委員補欠選任)

一、去る六日、議長において、次の通  
り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員  
徳安 實藏君 牧野 寛素君

亀岡 高夫君 山本 猛夫君  
佐々木秀世君 田中幾三郎君

菅野和太郎君 松本 一郎君  
池田正之輔君 稲葉 修君

塚原 俊郎君 内海 清君  
一、昨九日、議長において、次の通り  
特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員  
藤田 義光君 池田 清志君

徳安 實藏君 小沢 辰男君  
亀岡 高夫君 瀬戸山三男君

濱田 正信君 南 好雄君  
周東 英雄君 小泉 純也君

(議案提出)  
一、昨九日議員から提出した議案は次  
の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案  
(滝井義高君外二十一名提出)

漁業法の一部を改正する法律案(角  
屋堅次郎君外十一名提出)

(議案付託)  
一、去る七日委員会に付託された議案  
は次の通りである。

は次の通りである。

漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三六号)

農林水産委員会 付託

(衆議院送付)

一、去る六日参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めの件

(議案送付)

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件  
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出)

(議案通知)

一、去る六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、従来、原子力委員会が

放射能水準の調査分析及び障害防止の研究を行なつてきたが、今回

更にその機能を活用し、放射能対策の中心的役割を果たすため、その所掌事項に「放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に關すること」を加えようとするものである。

二 議案の可決理由

原子力委員会が、関係行政機関の講ずる具体的対策の基本を決定することによつて、放射能による

障害の防止に遺憾なきを期することとは、適切な措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年四月六日

科学技術振興対策特別委員長 前田 正男

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、放射能対策を実施するにあたり、左の各項の実施を要望する。

一、放射能対策は、終局的には米・英・ソ等の核実験を停止せしめ、更に他の国が核実験を行なうことを防止することにあるをもつて、

原子力委員会も進んで適切な方針を樹立し、その措置につき遺憾なきを期すべきである。

二、放射能で汚染された水あるいは食品等が人体に及ぼす影響の調査並びに必要と認められる場合における対策については、政府は、すみやかに遺憾なき態勢をととのえるべきである。

三、核実験のためこうむるわが方の損害については、実験国との間に、補償に関する明確な保障をとりつけ、もつて、公正な国際慣行を確立すべきである。

右決議する。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

石炭鉱業の構造的不況を打開し、その経済性を高めるため、スクラップ・アンド・ビルド政策を中心に合理化を推進しているが、

主要資材の値上り、労務者の賃金アップ及び公共料金の値上げ等合理化計画遂行上種々の障害が生じ、更に競合燃料である石油の自由化等を控え、現行の合理化計画のみでは実質千二百円のコスト・ダウンは困難となつてきている。

よつて、従来の政策に加え、更に積極的な合理化の推進が必要である。

本案は、この実情にかんがみ、

石炭鉱業合理化事業団の業務を拡大強化して、石炭鉱業の合理化目標達成を期するため、所要の改正を行なうものである。その主なる内容は次の通りである。

1 石炭鉱業合理化事業団の業務の拡大

イ 石炭鉱山整理促進交付金制度を新設し、従来までの買上方式に加え昭和三十七年度より三か年計画で六百二十万トンの追加整備を行なう。新方式が従来までの買上方式と異なる点は、採掘権者又は租鉱権者が鉱業を廃止し権利の抹消登録を受けて買上げを申請するものに対し、合理化事業団は、廃止補償として一定の基準により交付金を交付する。  
なお、合理化事業団は交付金の一部を留保して、貸金債務及び鉱害賠償債務を廃止鉱業権者に代わつて優先弁済する。  
ロ 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付制度を新設し、合理化事業団が、採掘権者又は租鉱権者に対し、その事業の整備に必要な資金で貸金債務及び鉱害賠償の弁済に必要な長期運転資金の貸付けをすることができる。

ハ 国有鉄道運賃の延納に係る債務の保証制度を新設し、昨年六月の国有鉄道運賃値上り分の半額を三か年延納する措置に伴い、中小炭鉱の延納担保として、合理化事業団が債務保証をする。

2 近代化資金を増額するとともに、近代化資金の貸付対象に特定船舶整備公団を加える。  
3 整備資金保証制度の改正  
合理化事業団が、石炭鉱業の整備のために必要な資金の借入れに係る債務保証による弁済額を従来の銀行の回収未済額の五十%から八十%に改める。  
4 有効期間の延長  
イ 本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日までとする。  
ロ 石炭運賃延納に係る債務保証は、昭和三十九年三月三十一日まで  
ハ 採掘権又は鉱業施設の買収、石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必

要な資金の借入れに係る債務保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金貸付は、昭和四十年三月三十一日まで

ニ 雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の貸付けは、昭和四十三年三月三十一日まで  
二 議案の可決理由  
本案は、石炭鉱業の合理化をより強力に促進するための措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
三 本案施行に要する経費  
昭和三十七年度一般会計予算に、石炭鉱業特別対策費として、五十二億五千六百八十七千円が計上されている。  
なお、昭和三十七年度財政投融资計画において、資金運用部資金より十五億円が融資される予定である。  
右報告する。  
昭和三十七年四月九日

石炭対策特別委員長 有田 喜一  
衆議院議長清瀬 一郎殿

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
一 現行法は、昭和二十四年に制定され、自來鉱山の保安は本法の実施に伴い漸次改善され今日に至っているが、昨年初頭より特に石炭鉱山における重大災害が頻発している実情にかんがみ、更に強力な鉱山保安の措置が要請されている。  
本案は、かかる事態に対処し、中央鉱山保安協議会の中間答申に基づき当面せる次の諸点につき改正しようとするもので、主な内容は次の通りである。  
1 鉱業権者は、当該鉱山に設置されている保安委員会に対し、省令の定めるところにより、通商産業大臣等の処分があつたときは、その処分の内容を通知しなければならないこと。

2 鉱山における鉱業権者の使用人以外の者の従事する作業について、省令の定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届出をする等の規定を設けたこと。

3 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、鉱山保安法規に違反した鉱業権者に対し、一年以内の期間を定め鉱業の停止を命ずることができるようとしたこと。  
4 鉱山保安協議会を改組し、会長は協議会の学識経験者である委員のうちから委員が選任するものに改め、また協議会に部会を置くことができることとしたこと。  
5 罰則を強化したこと。  
なお、鉱業法を改正して、通商産業局長は、前記3の命令に従わない鉱業権者の鉱業権又は租鉱権を取り消すことができることとしたこと等である。

二 議案の可決理由

本案は、鉾山の保安対策をより一層強化することにより鉾山保安を確保する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月九日

石炭対策特別委員長 有田 喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和二十七年四月十日 衆議院會議錄第三十四号

八四〇

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定價一部	十五円
發行所	東京都新宿区市谷本町一五 大藏省印刷局 電話九段四三一